

令和6年度山梨県併設ショートステイ特養転換等候補者募集要項

1 目的

この要項は、健康長寿やまなしプラン（令和6年度～令和8年度）において介護待機者ゼロ社会の実現に向けた施設整備として推進することとしている併設ショートステイの特別養護老人ホームへの転換等を行うにあたり、事業者選定の公正性を確保するとともに、より優れた介護サービスを安定的に提供することができるよう、選定に先立って広く転換希望者を募集し、特別養護老人ホームへの転換候補者（以下「転換候補者」という。）を選定しようとするものです。

2 募集の概要

(1) 対象施設

- ア) 広域型特別養護老人ホームに併設する既存のショートステイ
- イ) 改築を伴わず居室に転換可能なスペースを有する広域型特別養護老人ホーム

(2) 募集整備数

令和6年度	ア	イ
中北圏域	6床	8床
峡東圏域	10床	—
富士・東部圏域	15床	—
計	31床	8床

(3) 要件

ア) 広域型特別養護老人ホームに併設する既存のショートステイ

- ① 広域型の特別養護老人ホームに併設するショートステイであること。
- ② 本体の特別養護老人ホームに入所申込者がいること。
- ③ 併設するショートステイの過去1年間の平均稼働率(※)が低い(概ね70%以下)こと。
※ この場合の稼働率は、30日以上の利用者を除いたものとする。
- ④ 転換後に確実に特別養護老人ホームの設備・運営基準等に合致すること。
- ⑤ ユニット型施設については、ユニット単位、従来型(多床室)施設については、居室単位の転換であること。
 - a 従来型ショートステイを転換する場合で、本体特養が従来型である場合は、居室単位の転換であること。
 - b 従来型ショートステイを転換する場合で、本体特養がユニット型である場合は、転換する部分をユニット型に改修すること、かつ、改修した後のユニット単位の転換であること。
 - c ユニット型のショートステイを転換する場合は、本体特養がユニット型であること、かつ、ユニット単位の転換であること。

- ⑥ 既存のショートステイの利用者に影響を及ぼさない配慮がされていること。
 - ※ 特養転換を行ってもショートステイのニーズに対応することができるような体制を確保していること。
 - ※ 転換する床数(以上も可)については、空床型のショートステイの指定を受けること。
- ⑦ 転換可能な床数の上限は、原則として、併設ショートステイ床の概ね50%程度とすること。転換にあたり、ショートステイの新設・増床は行わないこと。
- ⑧ 応募時にショートステイ開設後3年以上経過した施設を転換する計画であること。
- ⑨ 特別養護老人ホームへの転換によるショートステイの定員減について所在市町村からの同意があること。
 - ※ 市町村介護保険事業計画における介護サービス利用見込量等にも反映されていること。

イ) 改築を伴わず居室に転換可能なスペースを有する広域型特別養護老人ホーム

- ① 広域型の特別養護老人ホーム内にある設備等であること。
- ② 該当設備が他の介護保険サービス、高齢者福祉施設等を廃止するものでないこと。
- ③ ユニット単位の変更が含まれる転換の場合は、転換後において同程度の設備を確保すること。

3 応募の資格要件

- (1) 応募できる者は法人とする。
- (2) 応募者及び法人の役員等は介護保険法第70条第2項第2号から第11号に規定する指定除外要件に該当していない者であること。
- (3) 法人及びその代表者は、国、県及び市町村税について、滞納していないこと。
- (4) 法人の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 提出書類等

応募者は、「提出書類一覧表」に記載した書類を提出してください。書類への記載は、様式の項目の全てに記載してください（該当しない箇所は「該当なし」等を記載すること。）。

(1) 書類提出に関する事項

- ① 受付締め切り後の提出内容の変更等は認めませんが、本県が必要と判断した場合に、書類の追加、補正を求めることがあります。
- ② 介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守するとともに、法令等に規制がある場合は、関係機関と十分協議を行うようにしてください。
- ③ 応募に要した費用については、応募者の負担とします。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。
- ⑤ 応募受付後辞退する場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(2) 質問・相談等について

- ① 応募全般に関する質問は、「ショートステイ特養転換等に係る質問票」により、メールで提出してください。電話や口頭での質問は受け付けません。
 - ※ メールアドレスは「6 提出先等」のとおりです。
 - ※ メールで質問する場合は表題を「ショートステイ特養転換等質問票（重要）」としてください。
- ② 質問内容は簡潔かつ明確に記載してください。
- ③ 応募者は、介護保険法及び関係基準を理解したうえでの応募を前提としているので、指定基準等法令で確認できる内容、例えば、「介護老人福祉施設の指定基準を教えてください」、「介護職員の配置はこれでいいか」などの質問は受け付けません。ただし、指定基準の解釈上の疑義についてはこの限りではありません。
- ④ 応募者に関する情報等の質問は受け付けません。
- ⑤ 受付期間終了後の質問は受け付けません。
- ⑥ 質問の中で応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を山梨県健康長寿推進課ホームページで公表します。

5 提出書類の受付期間

受付期間	令和6年9月30日（月）～ 10月31日（木）※土・日・祝日除く
受付時間	8時45分～17時15分 ※12時～13時を除く

6 提出先等

	摘 要
提出先	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県福祉保健部 健康長寿推進課 介護人材・基盤整備担当（山梨県庁本館5階） 電話：055-223-1451 FAX：055-223-1469 メールアドレス：chouju-kiban-chousa@pref.yamanashi.lg.jp
提出部数 及び 作成方法	正本1部、副本7部 <ul style="list-style-type: none">・ 副本はコピー可。ただし、原本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。（代表者（法人登記）印部分は除く。）・ A4版で作成し、フラットファイルに綴じること。・ 図面はA3版で作成して、たたんで綴じること。・ 正本は目次とインデックスをつけることとし、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付して綴じること。
提出方法	事前に電話予約のうえ、当課へ持参のこと。（郵送等は不可。）

7 選定について

(1) 選定方法

① 適合審査

応募書類により、資格要件、設備基準等について、別紙「審査基準」の「適合判定基準」により適合審査を行います。「2 募集の概要（3）要件」、「3 応募の資格要件」に違反している場合、「適合判定基準」を満たさない場合は、選定対象外とします。

② 内容審査（事務局審査）

適合審査の後、別紙「審査基準Ⅱ」の「評価基準」により事務局審査を行います。

本審査に際しては、令和5年度に実施した「併設ショートステイの特別養護老人ホーム転換希望調査票」及び「増築を伴わない既存施設を活用した広域型特別養護老人ホーム増床希望調査票」において、転換若しくは増床希望の回答をいただいた施設をその希望した範囲において優先します。

審査項目の配点に沿って採点し、得点の高い順に選定します。ここで同点となった場合は、以下の「③内容審査（委員会審査）」を実施します。

③ 内容審査（委員会審査）

内容審査（事務局審査）で得点と同じ場合には、別紙「審査基準Ⅲ」の「選定委員会評価基準」により委員会審査を行います。同「審査項目」の4、5に基づき審査を行い、審査結果を参考に県で施設を選定します。

※委員会審査のために追加の資料提出は求めず、提出いただいた書類のみで審査を行いますので、施設の独自の施設整備や運営内容等アピールしたい事項があれば、あらかじめ応募書類の中で積極的に示すよう努めてください。

(2) 選定結果

審査を行った全ての事業者に選定結果を通知します。また、転換候補者名のみを山梨県ホームページで公表します。

(3) その他の留意事項

- ① 転換候補者に選定されても、転換手続において基準に該当しない場合は、転換は行うことはできません。
- ② 選定状況に関する照会には一切応じられません。
- ③ 対象施設のうち、ア) については、開設準備にかかる県の補助金について対象となる場合があるので、お問い合わせください。
- ④ ショートステイ整備時に補助金を活用している場合は、別途、事業開始の2～3か月前に財産処分の手続きが必要となります。
- ⑤ 特別養護老人ホーム転換の申請手続きは原則として事業開始の1か月前までに行うようにしてください。

8 候補者選定のスケジュール（予定）

主な内容	日程
募集要項発表	令和 6年 9月30日
公募に係る質問受付期間	令和 6年 9月30日 ～10月15日
公募に係る質問回答期限	令和 6年10月18日
応募書類の受付期間	令和 6年 9月30日 ～10月31日
審査・選定・通知・公表	令和 6年11月以降

9 選定後の手続き

- (1) 選定された転換候補者は、速やかに各担当と協議に入り、事業開始に向けて必要な指導を受けてください。
老人福祉法関係：健康長寿推進課 介護人材・基盤整備担当
介護保険法関係：健康長寿推進課 介護サービス振興担当
- (2) 財産処分の手続きが必要な場合は、併せて介護人材・基盤整備担当に御相談ください。
- (3) 原則、選定後から令和7年3月31日までの間に転換が完了するよう作業を進めてください。

10 選定の取消

- (1) 転換候補者が、虚偽その他不正な手段により選定を受けた場合は、その選定を無効とします。
- (2) 転換候補者が、介護保険法、老人福祉法その他の関係法令を遵守することなく手続きを行う場合は、その決定を取り消すことがあります。
- (3) 選定後、下記の事業計画に変更が生じた場合は、その決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募法人に重大な変更が生じたとき
 - ② 定員の変更
 - ③ 施設計画に重大な変更が生じたとき
 - ④ 必要な資金調達が明らかに困難になったと認められるとき
 - ⑤ その他、施設の運営に支障をきたすと認められるとき
- (4) 事業開始日に大幅な遅延が生じた場合、あるいは転換に係る申請書等が原則として事業開始日の1か月前までに提出されなかった場合（県がやむを得ないものと認めた場合を除く。）、その決定を取り消すことがあります。
- (5) (1)～(4)までの決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を県に求めることはできません。